

# 令和6年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費補助金交付要綱

(令和6年2月29日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、市民と行政との協働によるまちづくりを推進し、住みよい地域社会の実現を図るため、町内会、NPO、ボランティア団体等が自主的及び主体的に企画し実施する公益的な事業に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、三沢市協働のまちづくり市民提案事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三沢市補助金等の交付に関する規則（昭和47年三沢市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象団体 補助金の交付対象となる団体をいう。
- (2) 対象事業 補助金の交付対象となる事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助金の交付決定を受けた対象団体をいう。
- (4) 補助事業 補助金の交付決定を受けた対象事業をいう。

(対象団体)

第3条 対象団体は、次に定めるところによる。

- (1) 一般部門及びチームアップ部門の対象団体は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。
  - ア 代表者及び構成員の合計が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している者であること。
  - イ 組織の運営に関する規則（会則、規約等）を有し、総会等意思決定の会合を定期的を開催していること。
  - ウ 団体の活動拠点及び主たる活動の場が市内にあること。
  - エ 継続的かつ計画的に事業を行うことが可能であり、適切に会計処理（予算、決算を含む。）が行われていること。
  - オ 団体又は団体の代表者が三沢市税を滞納していないこと。
- (2) 中高生チャレンジ部門の対象団体は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- ア 構成員の3分の2以上が学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校又は高等学校等に籍を置く学生であつて、かつ、代表者が18歳以上の者であること。
  - イ 代表者及び構成員の合計が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している者であること。
  - ウ 団体の活動拠点及び主たる活動の場が市内にあること。
  - エ 団体又は代表者が三沢市税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、対象団体としない。
- (1) 政治、宗教又は営利を目的とした団体
  - (2) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者若しくはその候補者又は政党を推薦支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体  
(対象事業)

第4条 対象事業は、次に定めるところによる。

- (1) 原則として市内で実施される事業であること。
  - (2) 地域の課題解決、地域の活性化、地域への愛着の醸成を目的とした公益性のある事業であること。
  - (3) 事業の実施計画（事業効果を含む。）及び収支計画が明確な事業であること。
  - (4) 補助金の交付が決定された年度の2月末日までに完了する事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。
- (1) 営利のみを目的とするもの
  - (2) 交付決定前に完了しているもの
  - (3) 補助金の交付を受けようとする年度において、市の他の補助金又は国県

その他の機関からの補助金の交付を受けた、又は受ける見込みのもの

- (4) 地区住民の交流会その他の親睦会に類するもの
- (5) 施設等の建設及び整備を目的とするもの
- (6) 政治、宗教又は選挙活動に関わるもの
- (7) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (8) その他公序良俗に反するもの

3 対象事業は、次に定めるところによる。

- (1) 一般部門 地域を元気にするため、地域の課題解決や市の活性化に資する公益的な事業
- (2) 中高生チャレンジ部門 生徒の柔軟な発想による、地域を元気にするため、地域の課題解決や市の活性化に資する公益的な事業
- (3) チームアップ部門 行政が提案するテーマに沿って、地域の課題解決や市の活性化に資する公益的な事業  
(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとし、補助金の額は、次に定める額のいずれか低い方の額とする。ただし、一般部門にあつては1事業につき50万円、中高生チャレンジ部門にあつては1事業につき30万円、チームアップ部門にあつては1事業につき30万円を上限とする。

(1) 前条第3項各号に掲げる事業の区分に応じ、次に掲げる額

- ア 一般部門 補助対象経費の10分の9以内の額
- イ 中高生チャレンジ部門 補助対象経費の10分の10以内の額
- ウ チームアップ部門 補助対象経費の10分の10以内の額

(2) 事業の支出総額から当該事業に係る収入を差し引いた額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の制限)

第6条 補助金の交付の申請は、1団体につき1事業についてのみ行うことができる。

2 対象団体は、市から補助金の交付を受けたことのある事業について、この要綱に基づく補助金の交付の申請をしてはならない。ただし、次に掲げるも

のについては、5年を限度に補助金の交付の申請をすることができるものとする。

- (1) 数年にわたり事業を実施することで、著しく事業効果の向上が期待できるもの又は地域の活性化が顕著なもの
- (2) これまでの事業が改善され、事業効果の向上が期待できるもの  
(補助事業の公募)

第7条 市長は、対象事業の募集をするときは、募集要項を定め、これを公表するものとする。

(提案書等)

第8条 対象事業を実施しようとする団体は、事業実施において関係する市担当課及び関連団体と事前に協議を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を、募集要項で指定する期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 一般部門及びチームアップ部門
  - ア 三沢市協働のまちづくり市民提案事業（一般／チームアップ部門）提案書（様式第1-1号）
  - イ 事業計画書（様式第2号）
  - ウ 事業収支予算書（様式第3号）
  - エ 団体の概要及び活動実績調書（様式第4-1号）
  - オ 団体構成員の名簿
  - カ 団体の会則、規約又はこれに類するもの
  - キ 団体の前年度の収支決算書
  - ク 団体の納税状況等確認同意書（様式第5号）
  - ケ その他市長が必要と認める書類
- (2) 中高生チャレンジ部門
  - ア 三沢市協働のまちづくり市民提案事業（中高生チャレンジ部門）提案書（様式第1-2号）
  - イ 事業計画書（様式第2号）
  - ウ 事業収支予算書（様式第3号）
  - エ 団体の概要書（様式第4-2号）
  - オ 団体の納税状況等確認同意書（様式第5号）

カ その他市長が必要と認める書類

(対象事業の選考及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による書類の提出を受けた事業について、協働のまちづくり市民提案事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）に意見を求めるものとする。

2 選考委員会での検討の結果、採択基準を満たす団体の補助申請額が当該年度の予算の範囲を上回る場合は、点数の高い順に採択するものとする。

3 市長は、選考委員会の結果を受けて速やかに補助事業採択の可否を決定し、結果を当該団体に通知しなければならない。

(申請書等)

第10条 前条第3項の規定により対象事業の採択を受けた団体は、規則第4条1項による申請を次の各号に定めるところにより市長に提出しなければならない。

(1) 一般部門及びチームアップ部門 三沢市協働のまちづくり市民提案事業費（一般／チームアップ部門）補助金交付申請書（様式第6-1号）

(2) 中高生チャレンジ部門 三沢市協働のまちづくり市民提案事業費（中高生チャレンジ部門）補助金交付申請書（様式第6-2号）

2 前項の申請書に添付する書類は、第8条に掲げる書類とする。ただし、同条第1項の提案において既に提出済の書類と内容が同一である場合は、添付を省略することができる。

(交付決定の通知)

第11条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付決定の通知は、様式第7号により行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第12条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第2項の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出してその指示を受けること。

(2) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該年度の事業終了

後から5年間保存しておくこと。

- (3) 補助事業の実施に当たり、補助金の活用事業である旨の周知に努めること。

(計画変更の承認)

第13条 補助事業について、次に掲げる変更をする場合は、事業変更（一部中止・中止・廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(1) 事業主体の変更

(2) 補助事業の一部中止並びに中止及び廃止

2 市長は、前項の事業変更（一部中止・中止・廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第9号により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第14条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までにこれを行うものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助金の請求は、様式第10号により行い、交付決定後に交付決定通知書の写しを添付して行うものとする。

(補助金の交付方法)

第16条 補助金の交付の方法は、概算払（10割概算交付）とする。

(状況報告)

第17条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況に関し、三沢市協働のまちづくり市民提案事業遂行状況報告書（様式第11号）により報告させることができる。

(実績報告書等)

第18条 規則第9条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月10日のいずれか早い期日までに、一般部門及

びチームアップ部門にあつては令和5年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業（一般／チームアップ部門）実績報告書（様式第12-1号）に、中高生チャレンジ部門にあつては令和5年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業（中高生チャレンジ部門）実績報告書（様式第12-2号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 一般部門及びチームアップ部門

- ア 事業活動完了報告書（様式第13号）
- イ 事業収支決算書（様式第14号）
- ウ 支出決算額内訳表（様式第15号）
- エ 経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し等）
- オ 事業概要を確認することができる資料（写真、チラシ、ポスター等）
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 中高生チャレンジ部門

- ア 事業活動完了報告書（様式第13号）
- イ 事業収支決算書（様式第14号）
- ウ 経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し等）
- エ 事業概要を確認することができる資料（写真、チラシ、ポスター等）
- オ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項により提出された実績報告書等を公表し、市民に周知することができるものとする。ただし、個人情報に係る部分を除く。

（補助金の額の確定等）

第19条 市長は、前条の規定による補助事業実績報告書等の提出を受けたときは、規則第10条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第16号）により通知するものとする。

2 第16条により概算払を受けた補助金の精算額は、前項による補助金の確定額によるものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第20条 市長は、補助金の交付を受けた団体又は個人（以下「団体等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を行う者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) この要綱に基づく申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

(補助金の返還)

第21条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第17号により期限を定め、団体等に対してその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第19条第2項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、様式第18号により期限を定め、団体等に対してその超えた額の返還を命ずるものとする。

(報告会等)

第22条 補助事業者は、市長が行う補助金に係る事業実績報告会の開催等に協力しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



別表（第5条関係）

1 補助対象経費

区分	対象となるもの	対象とならないもの
報償費	外部から招いた講師、指導者、専門的知識や技術を有する協力者、出演者等への謝礼	(1) 団体構成員又は団体から常時雇用されている者への謝礼 (2) イベント、大会等の参加者に対する記念品、参加賞及び金券等
旅費	外部講師等の活動場所までの交通費及び宿泊費（原則実費、市の基準を上限とする。）	団体構成員等の会議や打ち合わせにかかる交通費
消耗品費	事業実施に直接必要な事務用品、木材や食材など原材料費	(1) スタッフTシャツ等、事業実施に直接必要ではないもの (2) その形状、性質を変えることなく、長期間の継続使用に耐える1万円以上の物品
燃料費	作業等に必要な機材（草刈り機や軽トラック）、レンタカー等の事業実施に直接必要な燃料費	会議や打ち合わせにかかる燃料費
食糧費	(1) 飲酒を伴わない外部講師への食事代（昼食／夕食時をまたぐ場合のみ）及び飲み物代（上限額：1,000円／1人1回） (2) 夏季イベント作業時における熱中症対策の飲み物代（上限額：150円／1人）	(1) 会議や打ち合わせ時の飲食費 (2) 懇談会や慰労会での飲食費 (3) 団体構成員の弁当代及び飲み物代
印刷製本費	資料等の印刷代、コピー代、ポスターやチラシの印刷、デザイン料。ただし、デザイン	団体構成員の名刺作成費

	料の上限額はチラシA 4 片面につき 2 万円とする。10 万円以上の場合は 2 社以上の見積書を提出すること。	
通信運搬費	事業の周知、連絡等に要する切手代や事業実施に直接必要な資材等の運搬費	インターネットや電話回線使用料及び携帯電話使用料、プリペイドカード等の経費
手数料	振込手数料	ATM時間外手数料
保険料	イベント参加者やスタッフを対象とした傷害保険料やボランティア保険料などの経費	火災、地震等の家屋に係るもの
委託料	ステージの設営や音響機材の設置、操作など専門的な知識や技術が必要なもので、事業の一部を外部に委託する経費。ただし、対象経費の30%以内を上限とし、10万円以上の場合は、2社以上の見積書を添付すること。	団体構成員の担う役割や活動を他に委ねるようなもの
使用料及び賃借料	(1) 事業に要する会場使用料 (2) 車両、機械等の借上料	(1) 団体構成員への賃借料等 (2) 団体事務所の家賃（敷金、礼金を含む。）及び土地の使用に関する経費
その他	市長が必要かつ適当と認める経費	(1) 団体構成員に対する人件費や団体の経常的な運営に係る経費 (2) 領収書等により団体が支払ったことが明確に確認できない経費 (3) 補助事業に直接関係のない経費及び市長が社会通念上適当ではないと判断した経費